

議題事項

令和7年の県警察の活動の基本方針となる「香川県警察運営重点」を策定するもの

1 運営重点とは

運営指針と重点目標から成っており、その年の県警察の活動方針を示すものである。

2 運営指針とサブタイトル

運営指針及びサブタイトルについては、県警察の基本理念として一定期間をかけて取り組むべきものであるため、継続することとした。

【運営指針】

県民の期待と信頼に応える力強い警察

【サブタイトル】

～社会の変化を的確に捉え県民の安全を守るために～

3 重点目標

重点目標は、県警察として重点的に取り組むべき目標であるが、各部で治安情勢や社会情勢に鑑み、重点目標の項目及び順序を一部変更し、以下のとおりとした。

- 犯罪防止に向けた取組の推進
- 人身の安全を確保するための対策の徹底
- 重要犯罪等の徹底検挙
- 暴力団等組織犯罪対策の推進強化
- 交通死亡事故の抑止
- テロ・大規模災害への対処及び対日有害活動対策の強化
- サイバー空間の脅威への的確な対処
- 警察活動を支える基盤整備の強化と柔軟・能率的な組織運営の推進

4 重点目標説明文の主な変更点について

(1) 犯罪防止に向けた取組の推進・暴力団等組織犯罪対策の推進強化

県下でも被害が急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺を重点的に取り組むべき犯罪の例示として追記し、未然防止に向けた取組や、取締りの対策として匿名・流動型犯罪グループを追記した。

(2) テロ・大規模災害への対処及び対日有害活動対策の強化

国を挙げて経済安全保障に関する取組を推進していることなどを踏まえ、対日有害活動への対策強化について追記した。

(3) サイバー空間の脅威への的確な対処

サイバー空間の脅威への対処は警察のいずれの部門でも大きな課題となっており、全ての警察官の捜査能力の向上及び官民連携の重要性について追記した。

公安委員会 説明資料No. 2	「令和6年度中国四国管区警察局優秀警察職員表彰」受賞者の決定について	令和6年12月5日 警務部
--------------------	------------------------------------	------------------

報告事項

中国四国管区警察局内の優秀警察職員表彰の受賞者が決定した。

1 表彰種別（優秀警察職員）

中国四国管区警察局長賞詞

2 受賞者

警務部警務課

香川県職員 山上 充代（やまがみ みちよ） 56歳

3 表彰日時・場所

令和6年12月10日（火）午後2時 広島合同庁舎

4 表彰者

中国四国管区警察局長

5 功労の概要

香川県警察職員として、拝命以来33年余りのうち約31年の永きにわたり、各警察署及び本部各課において、警務又は庶務の担当者として、多岐にわたる警務・庶務関係の業務に従事し、円滑な警察活動の推進に大きく貢献した。

また、豊富な知識と経験から、知恵袋として職員から頼られる存在であるとともに、部下に対しても熱心に指導を行っており、所属部署のみならず県警察全体の女性職員をまとめる中心的存在でもある。

さらに、組織や職員のために積極的に一役買って出る前向きで献身的な姿勢は、周囲の者から絶大な信頼を得ており、県警察の根幹を支える警務・庶務関係の業務の発展に大きく寄与するなど、その功労は多大である。

6 その他

四国警察支局内で2人が受賞

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 3	第 62 回「香川県民の警察官」表彰受賞者の決定 及び表彰式の開催について	令和 6 年 12 月 5 日 警 務 部
----------------------------	--	--------------------------

報告事項

岡山放送株式会社主催の「香川県民の警察官」の表彰受賞者が決定し、第 62 回目となる表彰式が、県警察本部で開催される。

1 提唱

岡山放送株式会社

2 受賞者

高松北警察署 地域第一課

警部補 丸山 恭敏（まるやま やすとし） 56 歳

3 選考方法

令和 6 年 10 月 21 日に開催された選考委員会において審議された結果、丸山警部補に決定した。

（選考委員）

香川県議会議長、香川県公安委員会委員長、高松キワニスクラブ次期会長、
香川県婦人団体連絡協議会会長、高松商工会議所専務理事、岡山放送株式会
社四国支社長

4 受賞理由

丸山警部補は、平成 3 年に本県警察官を拝命し、地域警察部門、留置管理部門の後、16 年余の交通警察部門での勤務を経て、平成 25 年 3 月から地域警察部門で勤務している。この間、交通死亡事故や難解なひき逃げ事件など数々の事件を検挙し、多数の本部長表彰を受賞している。

令和 3 年 10 月から高松北警察署牟礼交番に配置となってからは、交番所長として管内関係機関との窓口となり、地域安全推進委員などの協力者と良好な関係を構築し、朝夕の立哨やパトロール活動を続けている。また、鋭い洞察力による職務質問と、交通警察部門での経験を活かした交通指導取締りなどにより、昼夜を問わず県民の安全・安心の確保に努めており、地域住民の信頼を得ている。

5 表彰式

(1) 日時

令和 6 年 12 月 17 日（火）午後 2 時から

(2) 場所

県警察本部 6 階大会議室

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 4	令和 6 年度第 4 回公安委員会の交通規制 (専決分) の実施について	令和 6 年 12 月 5 日 交 通 部
----------------------------	---	--------------------------

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

○ 通学路の安全対策として横断歩道の新設

○ 県道高松坂出線（通称：さぬき浜街道）4 車線化に伴う交通規制

等、合計 16 か所（区間）を実施する。

1 交通規制の総括

(1) 交通規制の新設・廃止等 [合計 16 か所（区間）]

規 制 種 別	新設	変更	廃止	規 制 種 別	新設	変更	廃止
最 高 速 度	0	1	0	特定小型原付・自転車及び歩行者用道路	1	0	0
一 時 停 止	0	0	1	特例特定小型原付・普通自動車歩道通行可	1	1	0
横 断 歩 道	2	2	1	一般原付小回り右折	1	0	0
は み 出 し 禁 止	0	0	1	二 段 停 止 線	0	0	1
車 両 通 行 帯	0	2	0	中 央 線 変 移	0	0	1

(2) 住居表示等の変更

信号機設置箇所等 5 か所

2 主な交通規制

(1) 通学路の安全対策として横断歩道の新設

(2) 県道高松坂出線（通称：さぬき浜街道）の 4 車線化に伴う交通規制の実施